

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十七号）（少子政策課）

一 趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設設備及び運営に関する基準に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の資格に関する基準の特例を設けるための改正

二 内容

(一) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の資格に関する基準の特例を設ける規定の整備

三 施行期日

公布の日